

## 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の受領委任払について

箕面市 介護・医療・年金室

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費は、利用者が購入費用の全額を一旦福祉用具販売の事業者を支払った後に、7割から9割の保険給付分を市に申請し払い戻しを受けるという「償還払」方式により支給しておりますが、箕面市ではこれと併せ「受領委任払」方式による支給をしています。

「受領委任払」とは、福祉用具販売の事業者と利用者との合意のもと、事業者は利用者から購入費用の1割から3割分のみを利用者負担額として受け取り、残り9割から7割の保険給付分は市が利用者から委任された事業者に支給するという方法です。これにより利用者は購入費用の全額を事業者に支払う必要がなくなります。

### 1. 受領委任払の開始日

平成20年4月以降の福祉用具購入費受領委任払承認申請（福祉用具購入前）受付分からとします。

※従来どおり、償還払方式による支給も可能です。

### 2. 受領委任払を利用することができない人

介護保険料に未納があり、給付制限を受けている人

### 3. 受領委任払を利用するための手順

受領委任払を利用することについて事業者と利用者との間で合意した場合は、以下の手順により手続きを行います。

#### （1）受領委任払承認申請（福祉用具購入前）

利用者は、福祉用具を購入する前に以下の書類を市へ提出します。

- ①介護保険福祉用具購入費受領委任払承認申請書（市所定用紙）

#### （2）受領委任払承認申請の審査・決定通知について

市で受領委任払承認申請の審査を行い、「介護保険福祉用具購入費受領委任払承認・不承認決定通知書」を事業者及び利用者へ送付します。なお、不承認となった場合、支給方法は「償還払」となりますので、ご注意願います。

#### （3）福祉用具の購入及び利用者負担額の支払い

事業者は、利用者が福祉用具購入後、介護保険対象の購入費用に1/10か

ら3/10を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を利用者負担額として利用者から受領します。

【利用者負担額（1割から3割）の算出に当たっての留意事項】

○1円未満の端数は切り上げます。（下記の例は利用者負担1割の場合）

（例1）購入費用の額が56,789円の場合

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 56,789 \text{円} \times 1/10 = 5,678.9 \text{円} \\ &\doteq 5,679 \text{円} \text{（1円未満の端数切り上げ）} \end{aligned}$$

○福祉用具購入費用の額が支給限度基準額（10万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の購入費用の額に10分の1を乗じた額と支給限度基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

（例2）既に80,555円分の福祉用具を購入している利用者が、50,000円の福祉用具を購入した場合

$$\begin{aligned} \text{（支給限度基準額内の購入費用の額）} &= 100,000 \text{円} - 80,555 \text{円} \\ &= 19,445 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{（支給限度基準額を超える購入費用の額）} &= 50,000 \text{円} - 19,445 \text{円} \\ &= 30,555 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 19,445 \text{円} \times 1/10 + 30,555 \text{円} \\ &= 1,944.5 \text{円} + 30,555 \text{円} = 32,499.5 \text{円} \\ &\doteq 32,500 \text{円} \text{（1円未満の端数切り上げ）} \end{aligned}$$

※支給限度基準額を超える購入費用の額は、福祉用具購入費の支給の対象とはなりません。

#### （4）領収証の交付

事業者は、利用者から利用者負担額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、以下の事項を記載した領収証を発行願います。

- ・ 領収年月日
- ・ 事業者の名称
- ・ 福祉用具を購入した被保険者の氏名
- ・ 福祉用具名（種目及び商品名）
- ・ 利用者負担額（介護保険対象の1割から3割分＋超過分）

※領収額の内訳として、1割から3割分と超過分の額を各々記入願います。

（介護保険対象外は算入しないで下さい）

※支給限度基準額は、必ず担当ケアマネジャー等に確認して下さい。

(領収証の例) P2 (3) (例2) の場合

<b>領 収 証</b>		令和元年5月20日
箕面 太郎 様		
金 額	¥ 3 2 , 5 0 0 -	
<p>但し、ポータブルトイレ (家具調トイレ W500) 購入費用 (介護保険対象1割分 1,945 円、超過分 30,555 円) の利用者負担額として 上記の金額正に領収いたしました。</p>		
(福祉用具販売事業者名)		印

#### (5) 福祉用具購入費支給申請 (福祉用具購入後)

- 利用者は、事業者利用者負担額を支払った後、以下の書類を市へ提出します。
    - ①介護保険居宅介護 (介護予防) 福祉用具購入費支給申請書 (市所定用紙)
    - ②購入した福祉用具の領収証の写し (確認のため原本を提示してください)
    - ③購入した福祉用具のパンフレット (コピー可)
    - ④特定福祉用具販売計画書 (写し)
  - 事業者は、以下の書類を市へ提出願います。
    - ⑤請求書 (市所定用紙)
- ※上記①から⑤の書類は、一緒に提出して下さい。

#### 4. 受領委任払による支給の手順

前記3 (5) の支給申請を受付後、内容を審査し、適当と認めたものについて保険給付分 (7割から9割) の支給額を決定し、利用者に対し「介護保険福祉用具購入費支給決定通知書」を送付します。その後、事業者の指定口座に福祉用具購入費の支給額を振り込みます。

##### 【通知及び支払いの時期について】

- 利用者から箕面市へ支給申請された月の翌月中旬頃に箕面市から利用者へ「介護保険福祉用具購入費支給決定通知書」を送付します。また事業者の指定口座への支給額の振込みは、支給申請された月の翌月下旬となる予定です。
- 申請書類に不備があった場合等は、通知や支払いが遅れることがあります。

**【お問い合わせ先】**

箕面市 市民部 介護・医療・年金室

介護保険グループ（市役所本館1階）

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

電話 072-724-6860（直通）

FAX 072-724-6040

※各種申請書は、本市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス：[www.city.minoh.lg.jp/](http://www.city.minoh.lg.jp/)